

甲賀市公共下水道使用料条例及び甲賀市農業集落排水処理施設条例の
一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

本市の下水道事業は、施設の老朽化対策や物価高騰に伴う維持管理費の増加、滋賀県流域下水道維持管理負担金の大幅な値上げなどにより経費の増加が見込まれる一方で、人口減少などにより、今後、使用料収入の大きな増加は見込めない状況です。

このような中、将来にわたって安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供し、地方公営企業の健全な運営を確保するため、甲賀市公共下水道使用料条例及び甲賀市農業集落排水処理施設条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

<第 1 条関係>

(甲賀市公共下水道使用料条例の一部改正)

- (1) 別表で定める基本額及び汚水量に応じた料金を、現行から約 15%引き上げることとします。

【別表関係】

<第 2 条関係>

(甲賀市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

- (2) 別表第 2 で定める基本額及び汚水量に応じた料金を、現行から約 15%引き上げることとします。

【別表第 2 関係】

<付則関係>

- (3) この条例は、周知期間を設けるため、令和 9 年 1 月 15 日から施行することとします。

(4) 令和9年5月請求分から新使用料を適用し、条例施行後の定例日までに
行う検針による算定料金は従前どおりとすることとします。

【付則関係】

3 その他

今回の改定は、令和8年3月12日の下水道審議会の答申を受けて行うもので
す。

この改定を行うことで、使用料収入が年間約2億円増加すると見込んでおり、
経営の安定化へとつながります。

〔参考〕 使用料体系案（2か月 消費税抜き）

使用料 区分	現行		改定後		
	汚水量区分	単価	汚水量区分	単価	
				第1段階	第2段階
基本 使用料	0 ～ 20m ³	2,476円	0 ～ 20m ³	2,800円	3,200円
超過 使用料	21 ～ 40m ³	133円	21 ～ 60m ³	160円	170円
	41 ～ 60m ³	143円			
	61 ～ 100m ³	152円	61 ～ 100m ³	180円	200円
	101 ～ 200m ³	162円	101 ～ 200m ³	190円	210円
	201 ～ 1500m ³	171円	201 ～ 1000m ³	200円	220円
			1001 ～ 1500m ³	210円	230円
	1501m ³ ～	200円	1501m ³ ～	230円	260円
公衆浴 場排水	0 ～ 600m ³	19,048円	0 ～ 600m ³	19,048円	19,048円
	601m ³ ～	71円	601m ³ ～	71円	71円

※下水道審議会の答申から抜粋